

6月15日からの教育活動について(お願い)

県教育委員会より、長野県を「感染レベル1」に相当する地域とした「県立学校再開ガイドライン6月12日改訂」が示されました。これに伴い6月15日(月)からの本校の教育活動についても、「引き続き、感染リスクを可能な限り低減させる」「子どもたちの学びを最大限保障する」この二点を最重要項目として取り組みつつ、次の段階に移行します。ご理解、ご協力いただきますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

※以下、点線部分が改定部分となります。

1 6月15日からの教育活動について

(1) 日課及び時間割について

- ①6月24日(水)までは、5月28日付の通知の通り、始業時間を調整し、短縮授業を行います。
- ②6月25日(木)からは8:35にSHRを実施した後、55分授業を行います。「日課表」及び「授業時間割」は後日配布します。

(2) 授業、休み時間、清掃について

3密(換気の悪い密閉空間、多数がいる密集場所、近距離での会話や発声が伴う密接場面)となることを回避するよう、以下のように対応してください。

- ①教室では、引き続き座席は6列×7として、教室全体に広げて机を配置します。
- ②HR教室のビニールシートは熱中症回避のために使用をとりやめますが、マスクを着用することで生徒への飛沫拡散に配慮します。
- ③エアコン使用時も教室などではこまめな換気を行います。また、授業中にトイレに行くことを認めますので、休み時間にトイレ利用者が集中しないようにしてください。
- ④休み時間中もロッカー周辺及び移動において社会的距離を保つようにしてください。
- ⑤昼食時には机を向かい合わせにせず、会話を控えるなど、飛沫を拡散させないようにしてください。また、広い空間(屋外)であっても、極力対面しないようにしてください。
- ⑥石鹸などによるこまめな手洗い(学校・自宅に着いたとき、休み時間ごと、昼食や飲食の前後、トイレの後、清掃の後、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、共用のものを触れたときなど)や咳エチケットなど基本的な感染症予防対策を徹底してください。また、手洗いをしていない状態で、目・鼻・口・髪を極力触らないように気をつけてください。さらに、こまめな水分補給やうがいなどをするように心がけてください。
- ⑦校内では活動上または健康上支障がある場合を除きマスクを着用してください。熱中症予防のため、のどが渇いていなくてもこまめな水分補給を心掛け、適宜マスクを外すようにしてください。
- ⑧マスクを外す際は、換気や飛沫のかからないような十分な距離をとるようにしてください。
- ⑨多くの人が触れる場所や共用の物の消毒、施設の清掃など感染予防には十分留意します。なお、清掃担当者の負担を軽減するため、ビニール袋を持参し、使用済みティッシュ、飲食類の包装紙などをできる限り自宅に持ち帰るようにしてください。また、清掃担当者は終了後に手洗いを行ってください。
- ⑩各教科などの指導で感染リスクが高い学習活動(音楽、家庭基礎、体育、情報、ディスカッションなどの対話のある授業、理科の実験、校外実習など)における感染症対策については、県のガイドラインに従って実施します。なお、体育の授業においてはマスクの着用はありません。

(3) 通学における配慮について

- ①公共交通機関を利用した通学については、できるだけ徒歩や自転車を併用してください。
- ②電車・バス等公共交通機関ではマスクを着用するとともに、ほかの乗客との身体的距離を保ち、会話は控える、すいている車両への分散乗車を行うなどの乗車マナーを徹底してください。
- ③登下校において保護者による送迎をされる場合には、本校敷地内での乗降をお願いします。その際、事故などないように安全に十分ご配慮ください。

(4) 班活動、生徒会活動、図書館利用、学習室開放について

- ①班活動については、「班活動感染予防ガイドライン」に従って実施します。
- ②本校1学年は、心電図検診及び胸部エックス線は実施済、内科検診は7月に予定されています。体育や班活動を行うにあたり、ご心配な点がありましたら担任にご相談ください。
- ③生徒会活動については生徒会顧問の指導のもと、3密を回避しながら行います。
- ④学校図書館を利用する際は、読書前後に必ず手洗いを行い、読書中はマスクを着用してください。
- ⑤学習室開放は、平日については6月15日(月)より、週休日については、6月20日(土)より行います。

(5) 学校行事などについて

- ①今後の学校行事は、別途配布します「年間行事予定表」に従って進めていきます。なお、この「年間行事予定表」は、今後必要となる授業時数を算出し「県立学校再開ガイドライン」に従い、学びの保障に配慮した上で作成しました。
- ②各行事の実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法などについて十分配慮し、感染の防止に努めますが、感染状況を踏まえた適切な感染症対策を講じても、感染の可能性が高く安全な実施が困難であると考えられる場合は、中止または延期します。

2 新型コロナウイルス感染症防止に係る対応について

(1) 日々の健康管理について

- ①毎日の朝・晩の検温、風邪症状の確認(同居家族の体調確認も含む)など体調管理を徹底してください。また、毎日健康チェックカードに記録してください。
- ②登校時には必ず健康チェックカードを確認します。まずSHR時に担任が確認します。SHRに遅刻して参加できなかった場合には、登校した際に担任または副担任、不在の場合には教務室にいる先生に健康チェックカードを必ず確認してもらい、担当職員によって検印をしてもらった後に教室に行ってください。
- ③免疫力を高めるために、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけてください。

(2) 欠席・遅刻・早退・出席停止について

- ①欠席、遅刻、早退する場合には、必ず学校に連絡してください。
- ②健康チェックカードにおいて、①～⑧の項目に該当した場合には出席停止となります。
- ③登校に不安を感じ、保護者の判断で登校を見合わせた場合については、校長が出席しなくてもよいと認めた日とし、当分の間欠席扱いとしません。

(3) 体調が悪いとき、悪くなったときの対応、心のケアなどについて

- ①当日の健康状態を把握し、発熱や咳などの症状がある場合は登校せず、自宅療養してください。
- ②登校後に体調が悪くなった場合には、直ちに活動を中止し、他の生徒と接触しないようスペースを区切るなどして保健室などで待機していただきます。また、保護者と連絡をとりますので、速やかに迎えに来ていただきますようご協力をお願いします。(生徒が保護者と必ず連絡を取り合えるようにしておいてください。)
- ③体調が悪いときや家族を含めて感染者や濃厚接触者になった場合には、速やかに学校へ連絡して

ください。

④不安なことがある場合には、学級担任、養護教諭、相談係などにご相談ください。また、スクールカウンセラーなどとも連携して対応していきますのでご利用ください。

(4) 感染者や濃厚接触者が確認された場合の対応について

- ①保健所からの情報提供を受け、長野県教育委員会へ情報を提供するとともに、必要な調査に協力します。
- ②生徒の感染が判明した場合、当該生徒は治癒するまで出席停止とします。また、生徒の中に濃厚接触者が特定された場合、保健所が指定する期間を出席停止とし自宅などで健康観察を行ってください。感染者となった生徒は、入院先の主治医など、医師の指示により登校してください。その際、可能であれば、学校に治癒証明書を提出してください。
- ③長野県教育委員会は保健所への調査協力や施設の消毒などのため、当該学校を臨時休業とします。
- ④保健所の調査により、濃厚接触者となった生徒の出席停止の措置、学校医や学校薬剤師と相談して校内で必要な対応の適切な実施を踏まえ、長野県教育委員会が学校再開を判断します。
- ⑤生徒が学校外の感染者の濃厚接触者となった場合、保護者から、もしくは保健所が保護者の了解を得て学校に情報提供があれば、当該学校は長野県教育委員会に情報提供します。そして、学校は当該生徒を保健所が指定する期間出席停止とし、自宅などで健康観察を行ってまいります。

(5) 再度の緊急事態宣言を見据えた対応について

今後感染拡大により再び休業または分散登校が必要となった場合には、今回の経験を活かし、速やかに遠隔学習に切り替え、学びを継続させます。

教室掲示

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

**「密閉」「密集」「密接」しない！
できる限り「ゼロ密」を目指しましょう。**

- 毎日、朝晩の検温及び風邪症状の確認をしましょう。
- マスクを着用しましょう。
- こまめな手洗いをしましょう。(外から教室に入るとき、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、昼食の前後、トイレの後、清掃の後、共有の物を触ったときなど)
- 社会的距離を確保し、できる限り密集しないよう心がけましょう。屋外でも、密集・密接には、気をつけましょう。
- 窓やドアを開け、こまめに換気をしましょう。